

第2部対応

項番	頁	区分	コメント内容	修正案など	対応方法
1	22	C	9.1.ポーリングにおいて、PICC が変調されていない動作磁界に入ると、PICC は5ms 以内にリクエストコマンドを受信できなければならない、とあるが、ISO には特に規定がない。 この間隔をなぜ5ms に規定する必要があるのか？		5ms は、ISO で規定されています。 修正内容 「受信できるようにならなければならない」
2	61	R	9.5.9.4.1 F0 表中の b1、b2 指示の意味が、ISO/IEC14443-3(2001.2.1)と異なっています。誤記と考えますが、ご確認をお願いします。	b2=1 : PICC はNAD をサポートする。と修正することを提案します。 ・b1=1 : PICC はCID をサポートする。と修正することを提案します。	ご指摘内容に修正します。
3	106	R	10.8.2 プロトコル処理 ・A 型 PICC タイムスロット方式での NAD 制限の表において、CID_t=0 ~7 までの HALT_t 範囲は、下位4ビットが0 ~7 ではなく8 ~F に該当すると思えます。ご確認をお願いします。	・CID_t=0 ~7 までのHALT_t 範囲を下位4ビットが8 ~F に移動するように図を修正することを提案します。	ご指摘内容に修正します。
4	106	R	10.8.2 プロトコル処理 ・A 型 PICC タイムスロット方式での NAD 制限の表において、CID_t=8 ~F までの SEL_t 範囲は、下位4ビットが8 ~F ではなく0 ~7 に該当すると思えます。ご確認をお願いします。	CID_t=0 ~7 までのSEL_t 範囲を下位4ビットが0 ~7 に移動するように図を修正することを提案します。	ご指摘内容に修正します。

5	107	R	10.8.2 プロトコル処理 ・B型PICC方式でのNAD制限の表において、RATS及びPPSの記載がありますが、10.2 B型PICCのプロトコル活性化には記載がありません。B型PICCにはRATS及びPPSは該当しないと考えます。ご確認をお願いします。		ご指摘有難う御座います。コメントを追記修正します。
6	107	R	10.8.2 プロトコル処理 ・PICC受信エラー処理において、通信上のエラーであれば、無応答とするのは妥当と考えますが、伝送制御マトリクス上のエラーであれば、接触のインフラへの転用を考えた場合、無応答とする処理は必須条件ではなく任意条件として取り扱うのが適切と考えます。ご検討をお願いします。	T=1'プロトコルではPICC受信エラー時は必ずしも応答を返さなくともよい。と修正することを提案します。	ご指摘有難う御座います。コメントどおりに必須の記述を任意の記述にすることで検討いたします。
7	125	R	11.9.1.3 アンテナ調整手順 図11-8及び図11-9の回路がISO/IEC10373-6(FDIS 2001.1.18)及びNMDA実装規約書とは異なっています。 できるだけ手順等に関しては共通化の方が適切と考えます。ご検討をお願いします。		図面上キャパシタの記述位置が異なっているが、回線の交差について図面上記述しており、このままとします。
8	127	R	11.9.2 校正用コイル ・表11-4のコイル面積の値が一桁足りません。誤記と考えますので、ご確認をお願いします。	以下の通り修正することを提案します。 ・校正用コイル-S : 2003mm ² ・校正用コイル-L : 4326mm ² ・校正用コイル-(参考) : 3003mm ²	ご指摘有難うございます。
9	82	C	図10-10と10.1.3.2が、重なっており見づらい。	重なりをなくする。	重ならないように、修正します。

10	61	C	9.5.9.4 プロトコル情報の表 9 17 が最新(2001 2 1)版の ISO14443 3 と異なっています。	最新版に合わすべきと考えます。	ご指摘内容に修正します。
11		C	接触型、近接型 IC カードの両方の機能を持つカードの場合、プロトコルの違い、例えばブロックフォーマットの違いフレーム待ち時間の違い S Block の違い (近接型のプロトコルには、ABORT RESYNC、IFS の要求 / 応答が無い。)に考慮した仕様策定が必要と思われます。		接触型、近接型 IC カードの両方の機能を持つカードに対する考慮として、T=1'を運用多様化仕様として規程しており、現状新規の仕様を追加する予定はありません。
12	全体	C,R	実装規約としてNMDAの実装規約があり、これと大半が重複する記載になっています。にもかかわらず微妙に違いがあるので、整合性をとっていただきたい。 また、サーフェス運用カードについては規約が曖昧であるので、RFの互換性という意味では、NMDAの実装規約の方がこなれていると思います。ある意味で、2.0 準拠カードの方が選択幅が広く、準拠カードは作りやすいが、互換性については問題を残すと思われる。		(財)ニューメディア開発協会殿の実装規約はできるだけ配慮し、整合化に努めておりますが、そのスコープの差異から表現において記述のことなることもあります。 今後も、具体的な記述部分につきまして、御指摘いただいた上で、できるだけ検討する所存です。

注1 . 部：仕様書の部

注2 . 区分：C（コメント）、Q（質問）、R（要望）

注3 . 続く2 枚目はフリーフォーマットとします。